

# 特記仕様書

## 第1条 適用

本仕様書は、荏崎市が発注する「市営総合運動場テニスコート改修工事」に適用する。

1. 施工にあたっては、工事目的を十分に把握し、目的を達成するものとする。
2. 本工事の実施にあたって、特記仕様書に明記無き事項等については、工事請負契約書、現場説明事項及び工事打合簿によるものとする。

## 第2条 工事範囲

- ・市営総合運動場テニスコート改修工事 一式（既存テニスコート4面及び付帯施設撤去 新設テニスコート5面（全天候型））

## 第3条 共通仕様書等

この工事は、令和7年10月 山梨県土木部監修「建設工事必携」に基づき行なうものとする。

図面及び特記仕様書に記載されていない事項すべて、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」及び「公共建築改修工事標準仕様書」、「建築物解体工事共通仕様書・同解説」等によること。

## 第4条 工事概要

本工事の概要は、別紙のとおりである。

## 第5条 照査・報告書の提出

請負者は、工事受注後速やかに本工事内容を照査し、設計書及び内容等の確認を行い、協議書により監督員に報告すること。

起工測量については、使用状況などを市担当者・施設管理者と協議のうえ実施し、報告を行うこと。

## 第6条 事前協議

着工前には、監督員・請負者及び他工事の請負者、関係者及び関係機関と事前協議を行い、工程並びに安全管理等の打ち合わせを行うこと。なお、別途工事との関連により工程上の制約を受ける場合及び本工事の施工にあたり関係機関等から施工に関する条件等（時間的制約を含む）を付された場合は、速やかに監督員と協議するものとする。

## 第7条 工程関係

- ・本工事は市営総合運動場内に付設されたテニスコートの改修であり、既存施設の利用等を考慮した計画・施工を行うこと
- ・本工事計画予定期間内に市発注別工事が想定されるため、工事関係者および市担当者間の綿密な打合せを実施し、遅滞ない工事管理を行うこと
- ・工事期間中は、必要に応じて定例会などを開催し、工程、段階確認時期等、協議を行うこと。

# 特記仕様書

## 第8条 安全訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後原則として作業員全員の参加のより月当たり半日以上の時間を割当て、下記の項目から実施内容を選択し安全訓練等を実施するものとする。

1. 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
2. 本工事内容等の周知徹底
3. 本工事安全施工技術指針等の周知徹底
4. 本工事における災害対策訓練
5. 本工事で予想される事故対策
6. その他、安全訓練等として必要な事

## 第9条 安全訓練等に関する施工計画書の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容の応じた安全訓練等の具体的な計画を作成し、監督員に提出するものとする。

## 第10条 安全訓練等の実施状況報告

安全訓練等の実施状況を写真又は、工事報告（工事月報）に記録し、工事完成時に書類とともに報告するものとする。

なお、工事期間中であっても監督員が実施状況の確認を必要とする場合は、速やかに中間報告をするものとする。

## 第11条 現場における安全対策

本工事においては、現地の状況を十分把握し安全性、施工性、細部構造等の検討を行い、請負者の責任において施工するものをする。また、工事区域内に進入しないようバリケードや歩行者通路を確保し、その他保安灯を設置すること。その他、事故が発生しないよう十分な安全対策を行い、対応すること。

また、労働安全衛生規則を遵守し、労働基準監督署に届けの必要がある場合はその写しを施工計画書に添付すること。

## 第12条 埋戻し

埋戻しについては以下の点に留意すること。

1. 請負者は、埋戻しにあたり、埋戻し箇所の残材、廃物、木くず等を撤去し、一層の仕上り厚を30cm以下を基本とし埋戻さなければならない。
2. 請負者は、埋戻し箇所が水中の場合には、施工前に排水しなければならない。
3. 請負者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所において埋戻しを行う場合には、小型締固め機械を使用し均一になるように仕上げなければならない。

## 特記仕様書

ならない。

4. 請負者は、埋戻しを行うにあたり埋設構造物がある場合は、偏土圧が作用しないように埋戻さなければならない。

### 第 13 条 他市町村への建設発生土の搬出

請負者は本工事における建設発生土を、他の市町村へ100m<sup>3</sup>以上搬出する場合について、所定の様式により搬出前に建設発生土に関する下記の情報を搬出先市町村の建設発生土担当窓口あてに提出しなければならない。

なお、情報提出後速やかにその写しを監督員に提出しなければならない。

1. 工事件名、工事概要、工事場所
2. 工事発注機関名、工事発注機関監督員名、連絡先
3. 工事請負業者名、現場代理人名、連絡先
4. 建設発生土の運搬業者名
5. 建設発生土の受入先名（搬出先事業所名等）、住所
6. 建設発生土の発注場所から受入地までの運搬経路
7. 建設発生土の搬出時期（搬出時期）
8. 建設発生土の土質（砂、ローム等）、土質（m<sup>3</sup>）

搬出先市町村担当窓口については、監督員に問い合わせること。

### 第 14 条 再生資源利用計画（実施）書及び再生資源利用促進計画（実施）書の提出

本工事は、建設副産物実態調査の対象工事であり、請負者は「建設リサイクル報告様式（計画書・実施書）（EXCEL 様式）」により作成した再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を1部（紙）、監督員に提出するものとする。

工事完了後は速やかに、当初入力した工事データを実績値に修正した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、1部（紙）を完成書類に添付し、また、電子データをCD-R等により監督員に提出するものとする。

なお、入力した工事データは自社で1年間保管するものとする。

### 第 15 条 建設副産物の搬出

本工事から発生したアスファルト・コンクリート塊等は、最終処分施設に搬入するものとし、その他の物も適正に処理すること。

なお、運搬に先立ち、受け入れ条件等を確認し、建設副産物処理状況証明書・マニフェストE票の写しを監督員に提出すること。

また、処分施設への搬入時、運搬車両（ステッカー等）を写真撮影し、運搬経路図と共に監督員に提出すること。

# 特記仕様書

## 第 16 条 建設副産物（残土・廃材）処理状況表

本工事より発生する建設副産物については、指定及び任意処分に係わらず処理状況表に記載すること。

中間処理の場合は、処理業者名、運搬経路、運搬距離、処理量（地山量）等を処理表に記入し、積み下ろし状況写真も添付すること。最終処分の場合は、処分地の宛名名、運搬経路、運搬距離、処理量（地山量）等を処理表に記入し、積み下ろし状況写真及び見取平面図（横断図含む）を添付すること。

## 第 17 条 排出ガス対策型建設機械について

本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（H3.10.8 付建設省経機発第 249 号 最終改正 H9.10.3 付建設省経機発第 126 号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械、又は平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械（黒煙浄化装置付）を使用するものとする。

但し、これにより難しい場合は、監督員と協議の上設計変更するものとする。

機 種	備 考
一般工事用建設機械 ・バックホウ・トラクタショベル（車輪式）・ブルドーザ・発電発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式）・油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの： 油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、 アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、 地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）・ロードローラ、タイヤローラ、 振動ローラ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン （エンジン出力 7.5kw 以上 260kw 以下）を搭載した建設機械に限る。

## 第 18 条 工事打合簿

本工事に関する提出物及び、協議、承諾は、全て葦崎市指定の工事打合簿に添付し、その都度監督員に提出し、指示を受けること。

## 第 19 条 施工体制台帳

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、施工体制台帳を提出すること。

## 第 20 条 関連法令等の遵守

請負者は、建設工事安全施工技術指針（平成 7 年 5 月 25 日国土交通省営監発第 13 号）、建設工事公衆災害防止対策要綱建築工事編

## 特記仕様書

（平成5年1月12日国土交通省経建発第1号）、建設副産物適正処理推進要綱（平成10年12月1日国土交通省経建発第333号）及び騒音振動対策技術指針（昭和51年3月2日国土交通大臣官房技術審議官通達）並びに関連法令等を遵守するものとする。

### 第21条 関係機関との連携

請負者は、所轄警察署、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全の確保に努めるものとする。

### 第22条 工事用カルテ

工事請負金額（税込）が5百万円以上の工事について、JACICに「工事实績データベース」登録したカルテの写しを1部提示すること。また、登録に際し、事前に監督員に確認を受けること。

### 第23条 段階確認の計画書作成

請負者は工事着工前において、段階確認事項を確認、整理し、段階確認予定時期を記した段階確認工程表を作成し、施工計画書に含めて提出すること。

### 第24条 段階確認時の注意事項

請負者は段階確認において、検査（確認）部分の出来形が確認出来る資料を事前に作成し、監督員に提出すること。

### 第25条 社内検査の実施

請負者は、段階確認を受ける前及び、工事完成後には必ず社内検査を実施し、設計図書どおりの施工がなされているか事前確認すること。また、検査結果についてはそれぞれ完成書類に添付すること。

### 第26条 高度技術及び創意工夫

請負者は工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目または地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完了時まで所定の様式により提出することができる。

### 第27条 電子納品作成要領

本工事の竣工書類の一部（工事写真）は、通常の紙媒体書類での提出もしくは電子データにて提出することを、監督員と協議したうえでどちらか選択し、納品することができる。また、納品する電子データについては、「山梨県県土整備部 電子納品要領」（以下、「要領」という）及び「山梨県県土整備部 電子納品運用マニュアル」（以下、「運用マニュアル」という）に従い作成する。

### 第28条 週休2日適用工事

本工事は、週休2日適用工事として、月単位の週休2日により実施することを標準とし、さらに、質の向上を図る完全週休2日（土日）に取り組むこともできる。

2 週休2日に取り組む内容については、施工計画書により提出すること。

## 特記仕様書

3 取り扱いについては、令和8年5月1日から適用する「週休2日適用工事実施要領」による。

### 第29条 その他

1. 想定外の構造物・埋設物等が出現した場合、取壊し前に寸法・延長を確認し、総取壊し量は後日に確認できるよう、写真・図面をもって整理しておくこと。この場合において、数量変更の協議対象とする。
2. 隣接する民地の構造物については、作業前後所有者と立会の上、現況状況を記録し、破損等のトラブルを防止すること。
3. この特記仕様書によりがたい場合は、監督員と工事打合簿により協議するものとする。
4. その他、疑義が生じた場合は、その都度監督員と協議するものとする。